

●香川県告示第17号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和5年1月27日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 西土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 令和5年1月18日
- 3 指定道路の位置 観音寺市豊浜町姫浜字竹塚1177番3の一部、1177番5の一部、観音寺市豊浜町姫浜字宮前後86番3の一部及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.02メートル  
延長 29.86メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。